

# 福祉の ひろば

## 目次

- 「利用したい」を応援します! ..... 2
- あれっ? 「内容が違う」「納得できない」と思ったら ... 4
- こんな取組みをしています! ..... 5
  - ・ 痴呆老人を抱える家族の会 (むつ市) ..... 5
  - ・ ゆきわり荘 (青森市) ..... 5
- おらほの社協 車力村 ..... 6
- 赤い羽根共同募金にご協力を ..... 6
- 福祉やっちゅう? ..... 7
- 県社協・ねむのき会館「第三者委員」等を設置 ... 7
- 県社協から ..... 8

2001.10.1

創刊号

ボランティアサークル「エンゼル・ポケット」(青森市)によるステージ



2001年はボランティア国際年  
9月2日には記念フォーラムが開催されました

発刊の言葉  
支え合い、安心して  
暮らせる地域社会へ



記念フォーラムで挨拶する  
実行委員長として  
佐藤会長

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

会長 佐藤 義男

日ごろから社会福祉協議会活動にご協力をいただいています。県民の皆様方に、まづもって感謝申し上げます。

社会福祉基礎構造改革の流れのなかで、昨年新しく社会福祉法が誕生し新世紀はまさに福祉の新時代といえます。この改革は、個人を尊重した利用者の立場にたった社会福祉制度の再構築であり、お互いの生活全体を支援する福祉サービスの質の向上と確保、さらに地域福祉の推進が明確に位置付けられたことでもあります。

このことを踏まえて、本協議会は県民の期待と信頼に応えて地域福祉の推進に努め、利用者保護のための各種事業を展開しているところであります。その一貫として、県民が社会福祉活動に参加し、支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりを願い、広報紙「青森県社協だより福祉のひろば」を発刊することとなりました。

この広報紙が、皆様方の福祉へのより一層のご理解とご参加の一助となれば幸いに存じます。

# 「利用したい」を応援します

福祉サービスは、自分で選んで利用することができるようになりました。

「どんなサービスがあるの？」  
「手続きが難しそう…」  
「私がほしいサービスはある？」

そんな時に気軽に相談にのり、あなただけのプランを作ってくれる人たちがいます。

昨年の社会福祉法の成立により、福祉サービスは自分で選んで利用する仕組みに変わりました。しかし、「どうやってサービスを利用できるのか」「どんなサービスがあるのか」など、わからないことがあったときに相談にのったり、あなただけのプランを作って応援してくれる人の中から今回は3人をご紹介します。

痴呆性高齢者など判断能力が十分でない人を応援する、地域福祉権利擁護事業の専門員

障害者の困りごとやサービス利用を応援する、障害者ケアマネージャー

介護保険サービスの利用を応援する、介護支援専門員（ケアマネージャー）



青森市・野木和園  
障害者ケアマネージャー  
東 武靖さん

## ▼障害者 ケアマネージャー 障害者の 応援隊

障害者ケアマネージャーは、身体障害、知的障害、精神障害をもつ方が、福祉サービスを利用する際の情報提供や、就労等の困りごとの相談にのり、希望により支援計画を作るなど、障害をもつ方の自立した生活を応援します。相談や支援計画を作るのは無料。専門相談員は、のぞみ園

（八戸市、野木和園（青森市）にいます。ほかに、障害者福祉施設、市町村行政、在宅介護支援センターの職員も障害者ケアマネージャーとして養成されています。

「地域で暮らす障害者や家族は、なかなか必要な情報が入ってこないと感じています。本当に必要な人に必要な情報が届くためには、多くの人が福祉に関心を持って、伝えていかなければいけないと思っています。」



平内町・清風荘  
ケアマネージャー  
工藤のり子さん

## ▼介護支援専門員（ケアマネージャー） お年寄りの スーパーマン

「困ったときは、どこからともなく現れ、しかも誰よりも早く、そんなスーパーマンのような存在でありたいと思っています。本人や家族が元気になるために必要なサービスを組むことがケアマネージャーの仕事です。わかりやすい説明を心がけ、みなさんに信頼していただけるよう努力していきます。」

介護支援専門員（ケアマネージャー）は、介護保険サービスを利用する方からの相談にのり、希望や状態を考慮して必要なサービスを利用できるように情報提供したり、サービスを組み合わせるなどして、お年寄りの安心した生活を応援します。相談やケアプランを作るのは無料。「居宅介護支援事業者」と書いてあるところに介護支援専門員はいます。ほかに、「特別養護老人ホーム」「老人保健施設」などにもいます。市町村担当窓口で紹介してくれます。



あつぷるハートごしょがわら  
五所川原市社会福祉協議会  
専門員  
三上 行彦さん

## ▼地域福祉権利擁護事業の専門員 暮らしに安心を

地域福祉権利擁護事業の専門員は、痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が十分でない方々のために、福祉サービスの利用の手続きや代行、利用料の支払いなどを行い、地域で自立した生活が出来るようにお手伝いします。相談や支援計画の作成については無料。青森県を六つの圏域（青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市）に分けた基幹的福祉協議会に、地域福祉権利擁護事業の専門員はいます。ご相談はあなたの住んでいる地域の福祉協議会または、青森県社会福祉協議会にある地域福祉権利擁護センターあつぷるハートまでお問い合わせください。

「今まで相談をいただいた中で、『利用者の意思』と『こうした方がよいのでは？』という意見が一致しないことがあります。押し付けではなく、利用者の気持ちに立ったサービスの利用につなげたいと思っています。」

青森県地域福祉権利擁護センター  
あつぷるハート  
TEL 017-721-1362



福祉サービス相談センター

あれっ？

「内容が違う」「納得できない」「と思ったら…」

福祉サービスを利用して、内容が違っていたり、不快な思いをしたり、納得できないことがありますか。そんな時は…！

サービスを提供している事業所へ

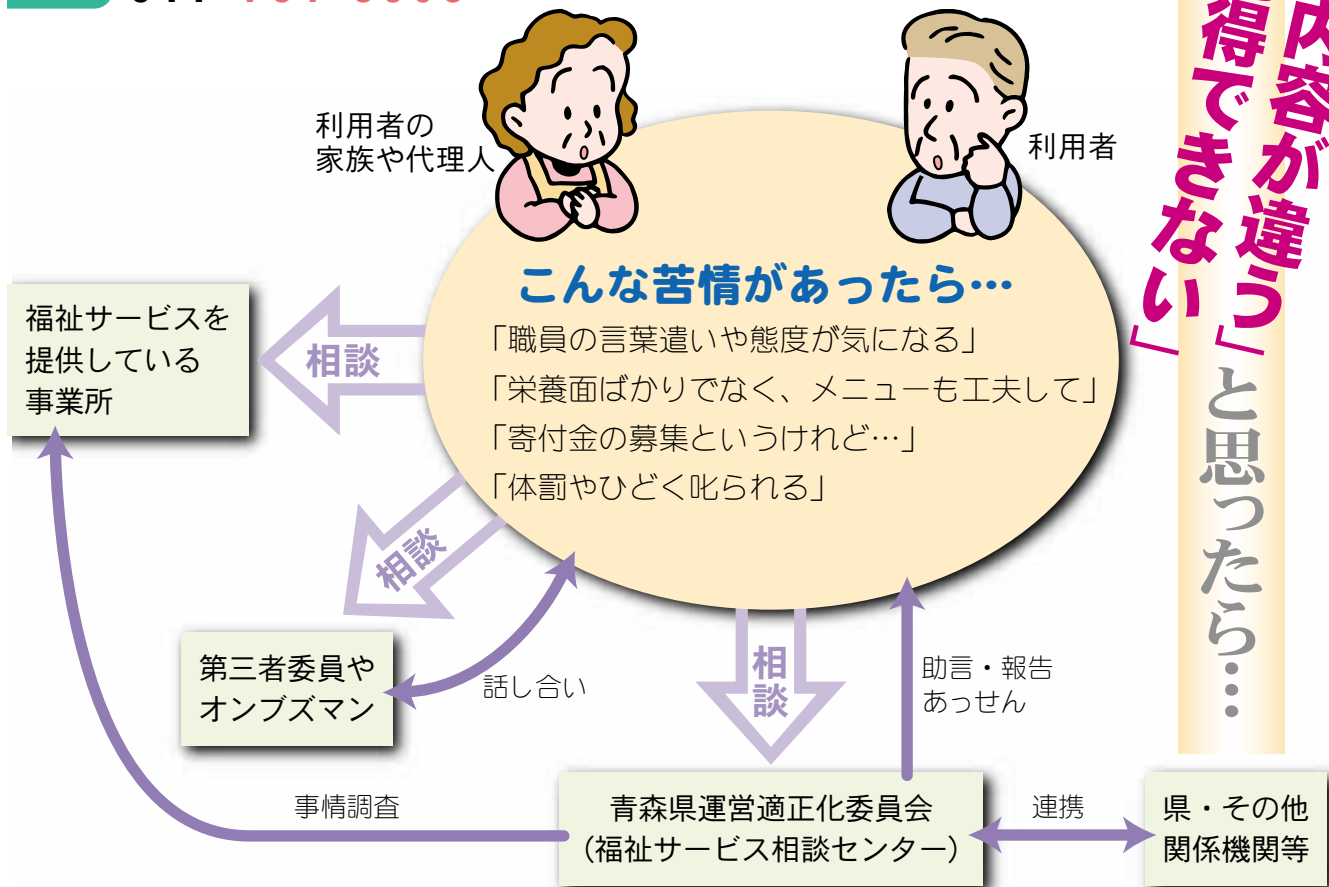
サービスを提供している側には、苦情受付担当者がいて、あなたの話を聞いて対応します。直接言いにくい場合は、第三者委員やオンブズマンといった中立の立場の人たちに相談してください。

福祉サービス相談センターへ

直接話しにくい時や解決できない時には、福祉サービス相談センターへご相談ください。法に定められた、公平・中立な機関で、相談は無料です。秘密はかたく守ります。あなたに納得できるように支援します。

電話 017-731-3039

FAX 017-731-3098



**あなたのサービスを守るのは、提供する側の義務です。**

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。(社会福祉法第八十二条)

苦情の窓口を設置したり、中立な第三者委員を置いて、あなたの声を聞き、それに応えることは、法律で定められたあなたの権利です。

**59.4%**  
**(苦情解決相談窓口)**

平成13年6月現在、県内167法人のうちまだ約6割しか苦情解決窓口が設置されていません。第三者委員は3割です。早期の窓口設置が望まれます。

# 紹介グループ

むつ市

痴呆老人を抱える  
家族の会

「家族みんなが、あなたのことを思っているということをおちゃんと伝えてあげてほしい。」



むつ市内の痴呆性老人のいる家族を束ねる中川孝子さんは、自身の母親を見つめ続けている経験からこう話す。「逃げないで、しっかりと向き合うこと。理解してくれなくても、本人の尊厳を傷つけないように、きちんと説明しながら、妥協点を探して受け容れてあげてほしいです。」

「デイサービスセンターで出会った家族が、それぞれの苦しさを吐き出すことから始まった。「たくさん吐き出しているうちに前向きになってくるんです。痴呆老人は外部の人から見れば普通なので、家族の苦しさは理解してもらえない。それが一番のストレスになります。」

「家族は建前をやめて本音でいきましよう。がんばっていることをうまく回りに見せることも大事。がんばりすぎることば美徳なんかじゃありません。福祉サービスや人の援助をうまく利用しながら、がんばったら自分にもご褒美を。そして回りはがんばっていることを評価してあげてほしいですね」

当初の夢だった痴呆性老人のグループホームは、各地で実現されてきた。次なる夢は…?

「介護をしている家族を支える仕組みがほしいですね。介護者のネットワークを作るのが夢です」

問合せ

電話 0175-22-9511  
木村さんまで

こんな取り組みをしています!

# 施設紹介

青森市

知的障害者更生施設 ゆきわり荘

青森市新城字平岡103-1 電話017-787-3121



★環境のサービスを提供

「問題行動があるときに、その行動の要因を探り、その解決に努める。私たちは環境のサービスを提供しているのです。」と話す関園長。「例えば人の注目を集めたいなどの共通要因があれば、より深い関わりをもって、しっかりと愛情を伝えるなどの対応をしています。」

八年前の開所から、利用者を第一に考えて、居室に個性を持たせたり、職員と利用者で上下をつけさせないなどの工夫をしてきた。「施設での生活を普通の生活に近づけたい一心です。」

★利用者の声で変わる

二年前からオンブズマン制度を導入。利用者からの声を待つだけでなく、オンブズマンは月一回訪れて、直接対話しながら意見を吸い上げている。

五時の夕食時間が早すぎるという声で六時に変えた。「以前は職員の勤務に合わせた食事の時間が決まっていたんです。勤務体制を変えて、希望にあわせました。」



職員の意識にも変化が見られる。「自分の目で利用者の立場を考えてきたのが、第三者にも納得できる、利用者本位のサービスとは何かを考えるようになりました。」

★地域での生活を応援したい

「施設入所者には、地域で暮らしたいという人もいるし、在宅の障害者の親の中には、ずっと自分で面倒みなければいけないと思つて、悲劇的な事件が起きることもあります。私たちは、障害者が自立して地域で生活できるように、具体的な支援を考えなければいけません。在宅生活で困ったことがあれば、いつでも施設側が援助できるようにありたいです。」昨年五月から、かねてより希望していた四人が地域で共同生活を始めています。

★ひとりひとりのために

「施設の利用者や在宅の障害者や親から、多くの希望が寄せられます。しかし、対応できるサービスや制度がない場合もあり、施設独自で取り組むのサービスではなく、人間ひとりひとりに合わせたサービスをどのように提供できるかが、これからの課題です。」

# おらほの社協 車力村



社会福祉協議会は、地域福祉の中心であるばかりでなく、地域に沿ったサービス提供をしています。

## ■地域に合わせた施設オープン

四月にオープンした特別養護老人ホーム（二十九人定員）や痴呆性老人のグループホームのある総合的介護施設「ゆうあいの里」は社協で運営。「利用者のプライバシーにも配慮して全居室を個室としました。」と松橋園長。在宅介護支援センターや痴呆性老人のデイサービスなども併設。三、五〇〇

mの建物は村民公園やテニスコートに面し、くろまつ緑に囲まれた環境に建つ。「たくさんの施設を見学してみても、小規模の施設にしたり、痴呆性老人に対応できるようにしたり



〒038-3303  
車力村車力字花林48  
電話0173-56-3051

と、地域の実情に合わせた施設になったと思います。」

## ■温泉付き地域交流の拠点

老人福祉センターでは、従来からのデイサービス事業を展開。ホームヘルプサービスや訪問入浴、配食サービスなども実施しているほか、しやりき温泉が隣接しているので大変賑やか。三百円で誰でも利用できるが、毎週月曜日は、高齢者に無料開放している。ナトリウム塩化温泉のこのお湯は、津軽で二番目に効くと話す松橋事務局長は、「いいお湯と人が集まる環境で、交流の輪が自然に広がっています。」と話す。「こうした自然な輪を大事にしたいですね。」

## ■より良いサービスを目指して

福祉サービスを利用する人が納めるようにと、五月に第三者委員設置。「直接言いにくい不満を吸い上げたサービスかどうかを判断するために第三者委員はいます。」

# 赤い羽根共同募金にご協力を

「あなたのまちの幸せのために」をスローガンに十月一日から「赤い羽根共同募金」運動が始まりました。共同募金は、福祉に関する募金として法律に明記されている唯一の募金で、青森県の場合は民間団体である青森県共同募金会によって行われています。

皆様から寄せられた善意の寄付金は、大きな災害の時に都道府県同志でたすけあう場合を除き、普段は皆さんの町や村を中心に県内の民間社会福祉活動に使われ、私たち県民同志がお互いにたすけあうことを目的とした募金です。

昨年六月の法律改正で、共同募金は社会福祉協議会と共に地域福祉の推進を担うものと規定され、これまでに以上に私たちの暮らしている地域の福祉向上に大きな役割を担うことになりました。

今、少子・高齢社会を迎え、介護や



育児等について支えあい、また障害のある人もない人も共に生きる社会を協力して築くことが私たちの大きな課題になってきています。共同募金は、こうした社会を築くための福祉課題に取り組み社会福祉協議会、ボランティア団体、社会福祉施設の活動等に活用されています。

募金は通常、寄付が集まってきたりのように使うかを考えることも多いですが、共同募金は運動の前に、団体・施設等から資金の申請をしてもらい、必要な資金の合計額を予想して配分計画を立て、この計画の額を目標額として運動を進めていく仕組みになっています。

この目標額を県民の皆さんにお知らせすることが法律で決められており、あらかじめ目標を立てることにによって、地域で様々な活動をより計画的に、効率的に進めることができることとなります。この目標額を世帯数で割ったものを、ご家庭への割当額と理解している方もいらっしゃると思いますが、募金はあくまでも個人の任意でのご協力をお願いします。

社会福祉法人 青森県共同募金会 青森市中央三丁目20番30号（県民福祉プラザ内） ☎ 017-722-2169



## 県社協・ねむのき会館 「第三者委員」等を設置

社会福祉法第82条の規定により、県社会福祉協議会と身体障害者福祉センターねむのき会館が実施する福祉サービスに対する利用者からの苦情を解決するため、苦情受付担当者、苦情解決責任者及び第三者委員をそれぞれ設置・任命しました。

### 青森県社会福祉協議会

- ・苦情受付担当者 永井 明夫（事務局次長）
- ・苦情解決責任者 田名邊 理（事務局長）
- ・第三者委員  
佐々木信一（青森県社会福祉協議会監事・税理士）  
山崎 五郎（青森公立大学副学長）  
末永 克子（青森県民生委員児童委員協議会理事）

### 身体障害者福祉センター「ねむのき会館」

- ・苦情受付担当者 内海 和男（副館長）
- ・苦情解決責任者 田名邊 理（館長）
- ・第三者委員  
佐藤 雅夫（青森県アーチェリー協会会長・会社社長）  
佐藤 正晃（青森県障害者社会参加推進センター「障害者110番」相談員）  
工藤 英明（青森県社会福祉士会理事・ソーシャルワーカー）

## 福祉 やっちゃんら？

県内にお住まいの  
外国人にお伺いしました



タネル・マクワアレンさん  
(オーストラリア・ブリスベン出身)

青森は、都会に比べると物価も高くないし、自然も豊かなので、お金がなくても楽しい生活ができますね。でも、多文化のものに触れる機会が少ないのが残念です。レストランにしても、アジアの食事を楽しむ場所が少ない。日本人にとってオーストラリアは、円高の影響や物価の安さで暮らしやすい国だと思います。観光地も多いし、日本人コミュニティがあるから英語が話せなくても大丈夫。ゴルフ場も多いしね。リラクセスできますよ。

オーストラリアでは、デパートなどにも、アクセスしやすいようにスロープやバーが必ずあり、階段のないところも増えています。全ての信号機も音が出ます。でも、制度は進んでいると思っていますが、社会の意識の面では追いついていないと思います。例えば、お年寄りに対して、子どもが手伝ってあげないとか、施設にいる親戚を全く訪れない人もいます。

青森に来て一年以上になりますが、私は白人なので恵まれている部分が多いと思います。英語の情報や英語での相談も簡単です。しかし、青森に一番多い中国や韓国の人への配慮が欠けていると思います。外国の中にもいろんな国があることを知ってほしいと思います。

(青森県国際交流協会・国際交流員 青森市在住)



## 青森県福祉人材センター

◇求人情報テレホンサービス Tel 017-731-1111  
◇福祉の仕事・職種・資格のホームページ  
<http://www.shakyo.or.jp/hot/>

### 福祉の職場で働きたいひとを応援します。

- 1 福祉の仕事に就きたい人へ詳しい求人情報を提供し、福祉施設などの就職を斡旋します。
- 2 福祉の理解と関心を深めるために講座・研修を開催します。

### 「福祉の仕事に興味がある」「福祉の仕事がしたい」という方のための説明会

**就職ガイダンスと福祉のしごと相談フェア** 県内の社会福祉施設・老人保健施設などの担当者がそれぞれ業務内容や採用予定、採用条件などの情報を提供します。また、福祉の資格と取得方法や就職相談に各関係機関の担当者が応じます。 ※当日は職員採用の面接及び職業斡せんは行いません。

青森会場 11月3日(土) アスパム

八戸会場：10月26日(金)八戸市総合福祉会館 弘前会場：11月17日(土)駅前市民ホール「ジョッパル」

### ご相談・お問い合わせは、

青森県社会福祉協議会  
青森県福祉人材センター

〒030-0822  
青森市中央3丁目20-30 県民福祉プラザ内  
TEL 017-777-0012  
FAX 017-777-0015

弘前市社会福祉協議会  
弘前福祉人材バンク

〒036-8063  
弘前市宮園2丁目8-1 社会福祉センター  
TEL 0172-36-1830  
FAX 0172-33-1163

八戸市社会福祉協議会  
八戸福祉人材バンク

〒039-1166  
八戸市根城8丁目8-155 総合福祉会館  
TEL 0178-47-2940  
FAX 0178-47-1881

# 県社協から

## 身体拘束廃止の 相談窓口設置

介護保険法の施行に伴い、介護施設等では、身体拘束が原則として禁止されました。

身体拘束の問題は、高齢者ケアの基本的なあり方に関わるものであり、青森県社会福祉協議会も県とともに身体拘束ゼロに向け、身体拘束専用の「相談窓口」を設置することになっています。

## お知らせ

### ■第50回青森県社会福祉大会

地域に暮らす人々が社会福祉活動に参加し、支え合い、安心して暮らせる社会を人任せでなく、話し合いと協力のもと、みんなで創り上げていくため福祉への理解を深め、社会福祉のあり方を学び、地域福祉の推進のため開催します。

日時 平成13年11月14日(水)  
12時30分～15時

場所 青森市文化会館 大ホール

内容

記念講演

演題 「新世紀の福祉を考える」  
(仮題)

講師 横須賀基督教社会館  
館長 阿部 志郎氏

式典

資料代 1,000円

### ■青森県福祉のまちづくり推進大会

障害や年齢に関わらずみんなが共に支えあって生活できる地域社会の実現を目指して、様々な人々が集い、推進を図る大会です。

日時 平成13年11月18日(日)

場所 弘前文化センター

入場 無料(申込みが必要です)

## 賛助会員の募集

青森県社会福祉協議会は、県民の皆様と一緒に地域福祉の推進を図っています。

本会の目的、事業に賛同していただける賛助会員を募集しています。

申込・お問い合わせ  
総務部(内205)

## 平成14年度 社会福祉・ 医療事業団助成事業

社会福祉・医療事業団では、社会福祉の振興活動を行う民間の団体を対象に、平成14年度地方分助成事業の募集をしています。県内において高齢者・障害者のためのきめ細やかな在宅福祉事業や子育て支援、障害者スポーツの振興に関する事業について助成します。

高齢者・障害者福祉基金、子育て支援基金、障害者スポーツ支援基金の三基金で、助成金額はいずれも2百万円以内。

募集期間 10月31日まで  
問い合わせ・資料請求は  
地域福祉部(内229)

## 10月は里親月間

子どもたちの幸せを願って毎年10月は里親月間です。子どもがほしい方、子育て経験を生かして養育したい方、里親になってみませんか？

## 県社協ホームページ 「ふくしネットあおもり」

URL://www.infoaomori.ne.jp/aosyakyo/  
「ふくしネットあおもり」では、

県内の福祉施設や福祉サービスを検索できるほか、県社協のいろいろなイベント等をお知らせしています。ご活用ください。

## 御協力ありがとうございました

### ■青森県社会福祉協議会への寄付

(民間の社会福祉事業に使われています)

- ・アンデス電気(株)社員一同様
- ・アクサ生命保険(株)様
- ・(株)青森テレビ  
らくてんスタジオ様
- ・渡邊勝己様
- ・昭産商事(株)青森支店様
- ・フィランソロピー青森様
- ・青森カントリー倶楽部様
- ・匿名2名

### ■青森県善意銀行でのお預かり

(社会福祉施設などへお預かりした金品を贈呈しています)

- ・NTT東日本青森支店様
- ・県信用金庫協会様
- ・全国農業協同組合連合会  
青森県本部様
- ・青森県ミュージック芸能プロ様
- ・かねさ株式会社様
- ・第一製菓株式会社様
- ・青森県計量協会様
- ・藤はじめ音楽事務所様

## あなたの声を 待っています

この広報誌に対するご意見や感想、情報をお待ちしています。

次の発行は12月です。

### ■発行所

〒030-0822 青森市中央三丁目20番30号  
県民福祉プラザ2階

社会福祉法人 青森県社会福祉協議会

TEL017(723)1391 FAX017(723)1394

http://www.infoaomori.ne.jp/aosyakyo/

E-mail:VC02000@em.shakyo.wamnet.wam.go.jp

### ■印刷所

株式会社コーセイ印刷



「福祉のひろば」は、たくさんの人や情報が集う広場の思いを込めて創刊しました。2ヶ月に1度、みなさんが知りたいと思うことを、わかりやすくお届けしたいと思っています。まだまだ不十分な点が多いと思いますので、ぜひみなさんのご意見やご要望をお寄せください。